

裁 決 書

審査請求人

代 理 人

処 分 庁

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成29年4月4日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が交通事故被害に伴う後遺障害賠償金（以下「賠償金」という。）を受給したことを理由に処分庁が行った保護費の一部の返還を求める本件処分について、その取消しを求めるもので、事案の概要はおおむね以下のとおりです。

- 1 平成25年9月18日、審査請求人は交通事故（以下「本件事故」という。）に遭った。
- 2 本件事故による審査請求人の後遺障害等級の事前認定において、平成26年5月1日付けで非該当との結果が出た。
- 3 平成26年11月17日から、審査請求人は生活保護を受給した。
- 4 審査請求人が後遺障害の事前認定が非該当となったことについて異議を申し立

てていたところ、平成27年10月30日に後遺障害等級が認定され、同年11月27日、審査請求人は賠償金約129万円を受領した。

- 5 処分庁は、平成27年12月1日付けで審査請求人に対する生活保護を廃止し、同月25日、賠償金の受領により保護費に過払いが生じたとして345,160円の返還（以下「前回返還決定」という。）を求めた。
- 6 審査請求人は、平成28年2月19日付けで、前回返還決定に対し審査請求を行った。処分庁は、平成29年1月18日付けで、返還金の算定に過誤があったとして前回返還決定を取り消し、このため審査請求は却下された。
- 7 処分庁は、平成29年1月18日付けで本件処分を行い、改めて334,340円の返還を求めた。
- 8 審査請求人は、平成29年4月4日付けで本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1. 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

- (1) 審査請求人は、自賠償保険の後遺障害の事前認定では非該当との結果が出され、異議申立ての結果、後遺障害等級が認定されている。この経緯に鑑みれば、本件事故発生時点では保険金が支払われることが確実であるとはいえず、本件事故発生時点まで法第63条の効力は及ばない。後遺障害に係る賠償金は、保険会社が後遺障害等級を認定するまでは単なる期待権にすぎず、後遺障害等級認定後において初めて資力となるものといえるものだから、後遺障害等級認定日以降の保護費を返還対象とすべきである。

本件処分においては、医療扶助費については後遺障害等級認定日である平成27年10月30日以降の12,190円を返還対象としているが、生活扶助費と住宅扶助費については障害認定月である平成27年10月分以降の322,150円全額を返還対象としており不当である。後遺障害等級認定日である平成27年10月30日以降の生活扶助費及び住宅扶助費は227,244円であるから、この金額の範囲内で具体的な返還対象額を決すべきである。

- (2) 月の途中で生活保護を申請しても、申請月の保護費については、申請日以降日割りで計算された保護費が支給される。そうであれば、法第63条の費用返還の計算をするに当たり、資力の発生日については、生活扶助費や住宅扶助費についても資力の発生日から日割りで計算するのが合理的である。

また、処分庁が日割りをしない理由の一つとして主張している収入認定を月額で行うことと、法第63条の費用返還としてどこまでの費用を含めるかということは別の問題である。

- (3) 本件処分では、医療扶助費については、扶助費全額を返還対象としているが、

たまたま生活保護を利用したからといって、かかった医療費の10割を返還しなければならないとされるのは酷である。審査請求人が生活保護を利用していなければ何らかの医療保険に加入していたはずであり、当該医療保険に係る医療費自己負担分の恩恵しか受けていない。生活保護受給と同時に国民健康保険の資格を喪失させることが政策的な問題であるとすれば、なおのこと医療費全額を返還対象とすることは問題がある。本件では、医療扶助費全額を返還対象とすべきではなく、自己負担分に限定すべきである。

- (4) 処分庁は、返還対象額を1,281,052円とした上で本件処分をしているが、賠償額の算定に含まれる逸失利益(409,052円)を収入として認定したのは、法の目的に反する。交通事故によって失われた労働能力を回復するために支払われた逸失利益を収入として認定することは、要保護者が最低限度の生活を維持するのに支障を生じることになるので許されない。
- (5) 処分庁は、本件処分において、後遺障害慰謝料(88万円)全額を返還対象額としているが、当該慰謝料は、交通事故被害者のトラウマからの立ち直りという意味もあるし、癒しの費用という意味合いもあるから、自立助長に資するのは明らかであり、審査請求人に保有を認めるべきである
- (6) 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、利用者世帯の生活改善や自立を考え、利用者の生活状況を考慮した運用が重要である。生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)では、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものを収入認定除外とすることを認めており、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が定めた額についても控除対象とされているので、十分に検討すべきである。

審査請求人は、テレビ、冷蔵庫、炊飯器及び電子レンジを保有しておらず、自立更生のためには、これら家電製品の購入に要する費用は、やむを得ない用途にあてるものとして控除を認めるべきである。また、審査請求人は、現時点では保護を脱しているところ、仕事をする上で不可欠な中古車を購入したほか、保護受給前の自動車税の滞納分や知人からの借金を支払っており、これらも控除すべきである。

- (7) 平成26年11月19日、審査請求人は、処分庁の職員に、テレビ、冷蔵庫、炊飯器及び電子レンジがないことを述べたが、職員からの言及はなかった。その後の訪問においても、処分庁の職員は審査請求人の生活状況については関心がなかった。

平成27年12月9日、審査請求人は、処分庁の職員に、自動車購入については自立更生費として賠償金の中から使うことを認めてほしいと訴えたが、担当者は一顧だにしなかった。

処分庁の主張を見ても、処分庁の職員が生活保護を脱却した後の審査請求人の

生活設計について、十分な聞取義務を果たした形跡は認められない。処分庁の職員が審査請求人に対して十分な聞取義務を果たしていないのであるから、処分庁において控除の要否を十分に検討したといえないのも明らかである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

- (1) 生活保護制度上、医療扶助費は現物給付によるものであるため、資力の発生日以降の医療費の返還を求めるものであるが、生活扶助費及び住宅扶助費については月単位での金銭給付を原則としていることから、資力の発生日（障害認定日）である平成27年10月分以降の全額を返還対象とするものである。
- (2) 審査請求人の主張する、申請月の生活扶助費が日割りで計算されるということは、保護開始月に生活保護費の過払いを行わないための措置である。
また、国の通知では、収入認定において、収入額は月額によることとされており、法第63条の返還を求める際に、資力発生日である平成27年10月分以降の生活扶助費と住宅扶助費の全額返還を求めることは当然である。
- (3) 本件処分において返還を求める医療扶助費について、その対象期間である平成27年10月30日から同年11月30日は、審査請求人は保護を受給しており国民健康保険の被保険者にはならない。したがって、医療扶助費全額を法第63条の返還対象とすることは当然である。
- (4) 審査請求人は平成27年11月27日に逸失利益を受給するまで、生活保護の受給により、失われた労働能力の填補を受けており、最低限度の生活を維持することができている。したがって、法第63条の返還対象額に逸失利益を含めることは当然のことである。
- (5) 国の通知において、自立更生のための用途に供される額の認定基準について示されているが、当該基準では、慰謝料は自立更生のための用途に供される額として定められていない。また、慰謝料は精神的損害を填補するために支払われるものであり、交通事故による精神的損害が生活水準の低下とは直接関連性を有しない以上、慰謝料を収入認定することは、法第3条の「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」に反するとはいえない。
- (6) 審査請求人は家電製品が必要であることを主張しているが、平成26年11月に審査請求人から生活保護申請があった後、処分庁の職員が、家具什器の不足による最低生活維持困難の訴えはないことを確認している。保護開始後にそれら家電製品を要する状態となった場合は、保護受給期間中に支給された経常的最低生活費の中から賄うべきである。その他の審査請求人が主張する費用のうち、生活保護廃止後の需要については、賠償金の残余額と稼働収入で賄うべきであり、また国の通知では、保護開始前の債務に対する弁済については、自立更生のための

用途に供される額に含まれないとされている。

審査請求人は生活保護申請前からテレビ、冷蔵庫、炊飯器及び電子レンジの持ち合わせはなく、保護申請時には、処分庁は生活保護のしおり等を使い、随時相談を行うことを促していたにもかかわらず、購入について相談・申請はなかった。保護受給期間中も、訪問時の聞き取りに対し、家具什器の不足について相談・申請はなく、保護費から家具什器の購入費用を賄うこともしていない。こうしたことから、審査請求人にとって、上記家電製品は最低限度の生活の維持に必要な家具什器とは認められないため、家具什器費を自立更生のための用途に供される額として返還額から免除しないことは当然である。

- (7) 審査請求人への聞き取り、考慮に関しては、平成26年11月17日付けにて審査請求人に対する保護を開始して以降、審査請求人宅への計5回に渡る訪問調査時において、審査請求人の生活状況の把握に努めている。訪問時において、一度も家具什器の不足による最低生活維持困難の訴えはなされていない。処分庁は自立更生のための用途に供される額についての聞き取り義務、考慮義務を果たしている。
- (8) 以上により、本件処分は厚生労働大臣が定めた基準に基づき適正に行ったものであり、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 認定した事実

審査請求人及び処分庁の主張並びに平成29年4月27日付け及び同年6月23日付けで処分庁から提出された本件処分の理由となる事実を証する書類から次の事実が認められます。

- (1) 審査請求人は、保護受給前の平成25年9月18日、自動車運転中に本件事故に遭ったこと。この事故により、平成26年4月、審査請求人は、治療費、通院費、休業損害、傷害慰謝料等の合計額から、既払いの治療費等を控除した696,789円を受領したこと。
- (2) 審査請求人の後遺障害等級の事前認定については、平成26年5月1日付けで、非該当との結果が出されたこと。
- (3) 審査請求人は、平成26年4月に勤務先を退職した後、失業保険を受給していたが、就職に至らず生計維持困難となったとして、平成26年11月17日生活保護の申請を行い、同年12月5日、生活保護の開始が決定（開始日は同年11月17日）されたこと。
- (4) 生活保護開始決定に当たっては、処分庁の職員が、平成26年11月19日には審査請求人宅で、同月17日、25日及び同年12月1日には[REDACTED]において、審査請求人に面接したこと。

保護開始時点で、審査請求人は、社会福祉協議会、消費者金融及び自動車ローンに、合計約290万円の負債があったこと。また、資産として普通自動車1台

を、動産として洗濯機及びガスコンロを保有していたこと。

(5) 保護開始決定後、平成27年2月10日、同年5月29日及び同年10月8日、処分庁の職員が審査請求人宅を訪問し、審査請求人と面接していること。その際の記録、また、面接日以外での審査請求人と処分庁の職員との電話でのやり取り等の記録でも、審査請求人が何かを相談したり、要求したりしている記載はないこと。

(6) 平成27年11月9日、審査請求人は、本件事故の賠償金が近日中に振り込まれる旨を処分庁に連絡したこと。

平成27年11月30日、処分庁の職員が審査請求人に面接し、同月27日に賠償金が振り込まれたことを確認したこと。振り込まれた額は1,294,302円で、その内訳は、逸失利益409,052円、後遺障害慰謝料880,000円及び後遺障害診断書代5,250円であること。

(7) 処分庁は、保険会社に損害賠償額等について照会し、平成27年12月4日、上記(6)の支給額どおりである旨の回答を得たこと。併せて、後遺障害についての医師の診断日(症状固定日)が平成26年3月18日である旨の回答を得たこと。

(8) 平成27年12月9日、処分庁の職員は審査請求人と面接し、賠償金を得たことによる資力の発生日について、医師の診断日である旨を説明したが、審査請求人は納得せず、処分庁は再度確認する旨述べたこと。

また同日の面接において、審査請求人は、賠償金を使って自動車を購入し、営業職の仕事を見つけないこと、自動車がなければ就職はできないし、雨の日の通勤もできない旨主張したこと。処分庁の職員は、自立更生資金について説明し、自動車購入費は自立のための用途に供される額とはいえない旨説明したこと。

(9) 処分庁は、資力の発生日について福岡県に照会し、後遺障害等級認定票発効日である旨の回答を得たこと。処分庁は保険会社に調査を行い、当該認定票の発効日が、平成27年10月30日であることを確認したこと。

(10) 平成27年12月17日、処分庁はケース診断会議を開催し、資力の発生日は平成27年10月30日であること、資力の発生日である平成27年10月から同年12月までに支給した生活保護費(ただし、12月分の医療扶助費は含まない。)345,160円の返還を求めることを決定し、同日、処分庁は上記決定内容を審査請求人に連絡したこと。

審査請求人は資力発生日について了承したこと。

(11) 平成27年12月21日、処分庁は、審査請求人が受領した賠償金から、返還要求額を差し引いても約9.5万円の残があり、6か月以上保護を要しない状態となるため、審査請求人の生活保護を平成27年12月1日付けで廃止することとし、審査請求人に連絡したこと。

(12) 平成27年12月25日、処分庁は、345,160円の返還を求める費用返還決定通知を送付したこと。これに対し審査請求人は、平成28年2月19日

付けで審査請求を提起したこと。

(13) 平成29年1月12日、処分庁はケース診断会議を開催し、医療扶助費については、資力発生日以降を返還対象とすべきとして、前回返還決定を取り消すこと、その上で、後遺障害等級認定月である平成27年10月分以降の生活扶助費と住宅扶助費の全額及び後遺障害等級認定日である平成27年10月30日以降の医療扶助費の合計額の返還を求めることを改めて決定したこと。

(14) 上記(13)の決定に伴い、平成29年1月18日付けで、前回返還決定は取り消され、それに対する審査請求は、同年2月10日付けで却下されたこと。

(15) 平成29年1月18日付けで処分庁は本件処分を行ったこと。本件処分通知の内容は以下のとおりであること。

ア 返還を要する金額 金334,340円

イ 返還金額決定の理由 [REDACTED] が、平成27年11月27日に後遺障害賠償金を受給したことにより保護費に過払いが発生したため

ウ 返還金額の算定基礎 [REDACTED] が受給した後遺障害賠償金1,294,302円から、診断書代5,250円と8,000円を控除した1,281,052円を返還対象額とし、返還対象額1,281,052円のうち、障害認定月である平成27年10月分以降の生活扶助費と住宅扶助費全額322,150円と、障害認定日である平成27年10月30日以降の医療扶助費12,190円の合計334,340円を返還金額とする。

(16) 平成27年10月から12月の審査請求人に対する扶助費は以下のとおりであること。

ア 10月分生活扶助費 72,450円、住宅扶助費 29,000円

イ 11月分生活扶助費 75,030円、住宅扶助費 29,000円

ウ 12月分生活扶助費 75,030円、住宅扶助費 29,000円

一時扶助費 12,640円

エ 11月分医療扶助費 12,190円

2 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。),「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)等に基づいて執行されています。なお、次官通知及び局長通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。

(2) 法は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(法第4条第1項)と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定に

いう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められています。

保護の程度については、法は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第8条第1項)と規定し、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比によって決定することとされています(次官通知第10の前段)。

(3) 補償金等の収入の認定について、次官通知等で定められた事項は次のとおりです。

ア 次官通知 第8の3の(2)のエの(イ)

不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

イ 収入として認定しないものの取扱いに関する関連規定

(ア) 次官通知 第8の3の(3)

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額は、収入として認定しないこと。

(カ及びキ 動産又は不動産の売却金及び死亡による保険金に関する規定であり省略)

(イ) 局長通知 第8の2(4)

自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、(中略)のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。(中略)

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえないこと。

(4) 費用返還義務に関する法令等の規定は次のとおりです。

ア 法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されています。

イ 問答集問第13-6では、自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合の、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、次のように示しています。

「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することになるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。

しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。(以下略)」

ウ 「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」(昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知。なお、当該通知は地方自治法の規定に基づく処理基準とされている。)では、次のような取扱方針が定められています。

(ア) 法第63条にいう資力の発生時点としては、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存在するので、加害行為発生時点たること。したがって、その時点以後に支弁された保護費については法第63条の返還対象となること。

(イ) 実施機関は、返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況及び将来の自立助長を考慮して定めること。

(ウ) 自動車事故の場合の損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点は、自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点であること。

エ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)1の(1)では、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とするが、全額を返還対象とすることによって当該被保護者世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額等を返還額から控除して差し支えないとされています。

そして、返還額から控除して差し支えない額の範囲として次のように定めています。

- ① (盗難等の不可抗力により消滅した額に関する規定)
- ② (家屋補修、生業等の一時的な経費に関する規定)
- ③ 当該収入が次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額(事前に実施機関に相談があつたものに限る。(以下、ただし書略))
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたもので

あって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤ (略)

⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要なと保護の実施機関が認めた額 (以下略)

3 争点及び判断

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点にありますので、以下判断します。

(1) 生活扶助費及び住宅扶助費の返還決定について

ア 法第63条は、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に返還を求めることとしており、資力の発生時期に遡って保護費の返還を求めることになります。

自動車事故の被害にあった場合は、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、事故発生時点以後支弁された保護費が法第63条の返還対象となりうると考えられています(上記2(4)ウ)。しかし、本件は、審査請求人が受領した後遺障害の賠償金に係る返還決定であり、後遺障害の有無は事故発生時点では不明なことから、事故発生時点で損害賠償請求権が客観的に確実性を有していたと判断することはできません。特に審査請求人にとっては、後遺障害について一旦非該当との判断が出され、その後の異議申立てで後遺障害が認められていることから、後遺障害の賠償金に係る資力の発生時期は、賠償金受領が確実となった時点、すなわち後遺障害等級認定日(後遺障害等級認定票の発効日である平成27年10月30日)と認められます。なお、この後遺障害等級認定日を資力発生日と捉えることについて、審査請求人及び処分庁双方の意見の相違ありません。したがって、本件において「資力があるにもかかわらず保護を受けた」のは、平成27年10月30日以降であり、同日以降に支給された保護費が返還請求の対象となると考えるべきです。

イ 処分庁は、保護費のうち生活扶助費及び住宅扶助費が月単位での支給であることから、後遺障害等級認定日の属する月である平成27年10月分の生活扶助費及び住宅扶助費全額を返還対象としていますが、そうすると、同月30日より前に支給された保護費の返還を求めることになるかと解され、このことは、

資力の発生時点以後に支給された保護費について返還対象とする法第63条の規定に照らして不合理であると認められます。

また、処分庁は、収入認定においても月単位で認定することを本件処分の理由の一つとして主張しています。しかし、収入認定を月単位で行うことは、月々の保護費算定に必要なことではあっても、本件のような一時的な収入があったことを理由とする法第63条に基づく返還請求額の決定とは別の問題であり、処分庁の主張を採用することはできません。

以上のとおり、本件処分において、処分庁が平成27年10月分生活扶助費及び住宅扶助費の全額を返還対象としたことは、違法又は不当であると認められます。

(2) 審査請求人のその他の主張について

ア 法第63条に基づく費用の返還については、原則として、資力を限度として支給した保護金品の全額が返還金となりますが、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲の額を要返還額から控除して差し支えないとされており、(上記2(4)エ)、返還額の決定については、保護の実施機関の裁量があります。そして、この裁量は、全くの自由裁量ではなく、控除しようとする額が当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたかどうか、地域住民との均衡を考慮し社会通念上容認される程度であるかどうか、資力発生後に受けた保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについての保護実施機関の判断に合理性がなく、裁量権の逸脱ないし濫用がある場合には違法となり、裁量権の行使がその程度に至らなくとも不適切である場合には不当となるものと解されています。

イ 審査請求人は、医療扶助費の返還対象について、扶助費全額ではなく医療保険加入の場合の自己負担額に限られるべきことを主張しています。しかし、審査請求人は、要した医療費全額に相当する医療サービスを受けたことに間違いなく、自己負担額分の医療を受けたものではありません。また、医療扶助費として支給されたのは自己負担額に限られていません。したがって、医療扶助費の全額を返還対象としたことは、処分庁の裁量の範囲内と認められますので、この点についての審査請求人の主張を採用することはできません。

ウ また、審査請求人は、賠償金の算定基礎となっている逸失利益及び慰謝料について、返還対象額に含めるべきでないことを主張していますが、次官通知や局長通知において、それらを収入として認定しないという考え方は示されていません。また、逸失利益や慰謝料は、審査請求人が現実に受けた財産的損害を補填するものではなく、逸失利益や慰謝料を生活のために使うことは十分ありうることであり、これらを生活のために使用することを求めることにより、最低限度の生活が保障されなくなるとも認められません。したがって、処分庁が、賠償金の算定基礎となっている逸失利益及び慰謝料を返還対象としたことは、

その裁量の範囲内と認められ、審査請求人の主張を採用することはできません。
エ 審査請求人は、今後の生活のために家電製品の購入が必要であったこと、及び就労に不可欠な自動車を購入しており、これらは、自立更生のために真に必要な費用であるので、返還対象額から控除されるべき旨を主張しています。

日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で賄われるものですが、新たに保護を開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合には一時扶助として認定される場合があります。この点、審査請求人は、保護開始時点で、テレビ、冷蔵庫、炊飯器及び電子レンジを所持しておらず、その状態で約1年間生活しています。それらを所持していないことにより生活に支障をきたしている等の訴えも認められません。したがって、これらの家電製品が審査請求人の今後の自立した生活に欠かせないものとは認められず、審査請求人の主張を採用することはできません。また、保護開始前の自動車税の滞納金や知人からの借金については、自立更生費の範囲内には含まれません（上記2（4）エ）。自動車購入に関しては、生活保護廃止後の需要については賠償金の残余额と稼働収入で賄うべきものであり、さらに、審査請求人において自動車が自立のために必要であるという特別の事情も認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできません。

オ また、審査請求人は、本件処分を行うにあたって、処分庁が、自立更生に必要な額等についての聞き取り義務、検討義務を果たしていないと主張しています。しかし、平成27年12月9日の面接において、審査請求人は自動車購入について質問し、処分庁の職員は、自立のための用途に供されるものではない旨の説明をしていることが認められます。冷蔵庫等家電製品の購入については、審査請求人と処分庁の職員との間で具体的な相談・質問はありません。加えて、被保護者に対する自立更生費についての説明義務を、法第63条による返還額決定の要件と解することはできませんから、審査請求人の主張を採用することはできません。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋
(保護・援護課 保護指導係)

